

## 関連事業者に係る影響確認書

事業者名		
(1) 次の1～5のうち該当するものにチェックを入れてください（複数選択可）。 ※1つ以上チェックが付いていない場合は対象外となります。		
番号	受けた影響の内容	チェック欄
1.	対象飲食店 <sup>※1</sup> に対して、商品・サービスを反復継続して販売・提供してきたが、対象飲食店が、2021年4月・5月に新型インフルエンザ等緊急事態措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の対象措置に伴って、休業・営業時間短縮したことにより、2021年4月・5月の対象飲食店との直接の取引からの事業収入が減少した	<input type="checkbox"/>
2.	対象飲食店に対して、商品・サービスを自らの販売・提供先（卸・仲卸、問屋、その他仲介業者など）を経由して反復継続して販売・提供してきたが、1.の影響により、2021年4月・5月の自らの販売・提供先との取引からの事業収入が減少した	<input type="checkbox"/>
3.	新型インフルエンザ等緊急事態措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、宮城県の営業時間短縮等協力要請のいずれかの対象措置（以下、「対象措置」という。）が実施された都道府県の個人顧客に対して、商品・サービスを継続的に販売・提供してきたが、2021年4月・5月の対象措置によって同個人顧客が外出自粛等したこと <sup>※2</sup> により、2021年4月・5月に同個人顧客との取引からの事業収入が減少した	<input type="checkbox"/>
4.	3.の影響を受けた事業者（以下「3. 関連事業者」という。）に対して、商品・サービスを反復継続して販売・提供してきたが、3.の影響により、2021年4月・5月に3. 関連事業者との直接の取引からの事業収入が減少した <sup>※3</sup>	<input type="checkbox"/>
5.	3. 関連事業者に対して、商品・サービスを販売・提供先（卸・仲卸、問屋、その他仲介業者など）を経由し、反復継続して販売・提供してきたが、3.の影響により、2021年4月・5月に自らの販売・提供先との取引からの事業収入が減少した <sup>※3</sup>	<input type="checkbox"/>
(2) どのような影響を受けているのか具体的に記載してください。 ※記載がない場合は支援金を支給できませんのでご注意ください。 ※どのような事業を行っていて、対象措置影響が売上減少にどのように影響したのかを具体的に記載してください。		

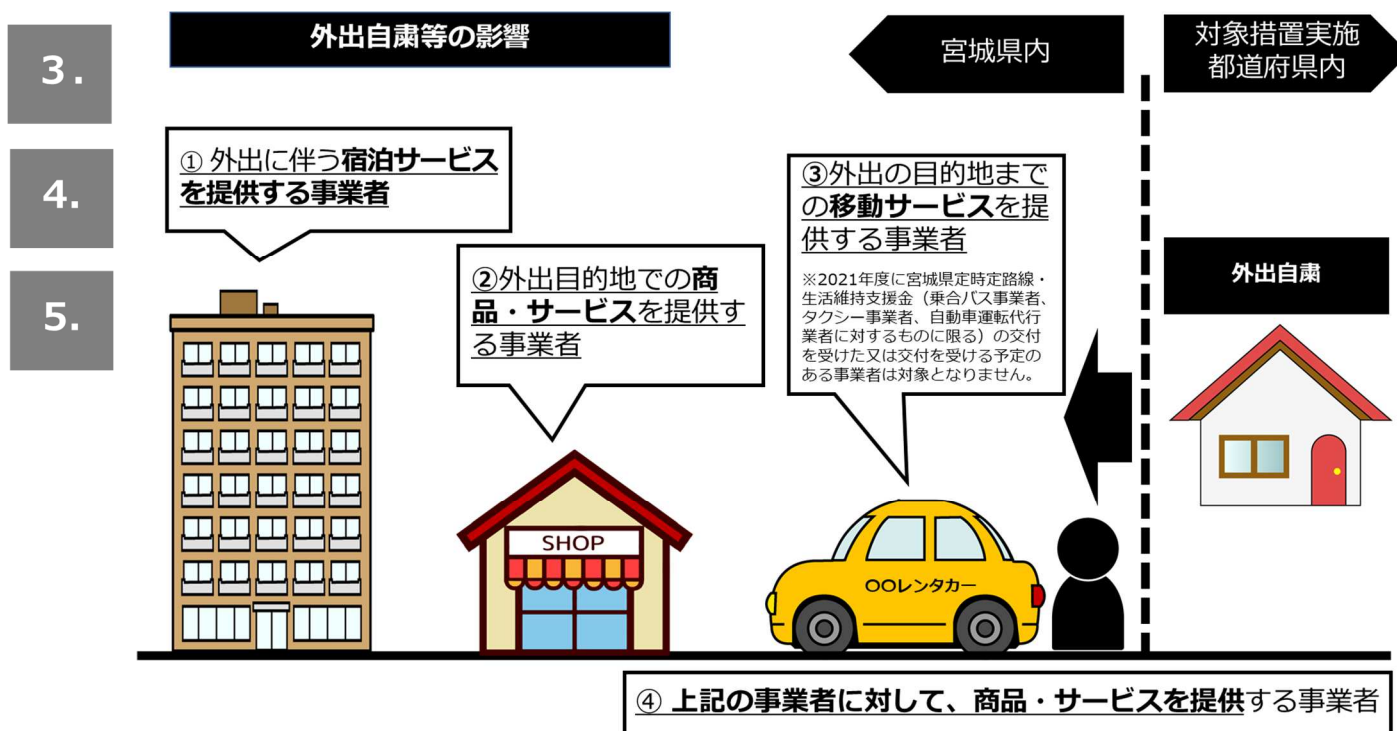
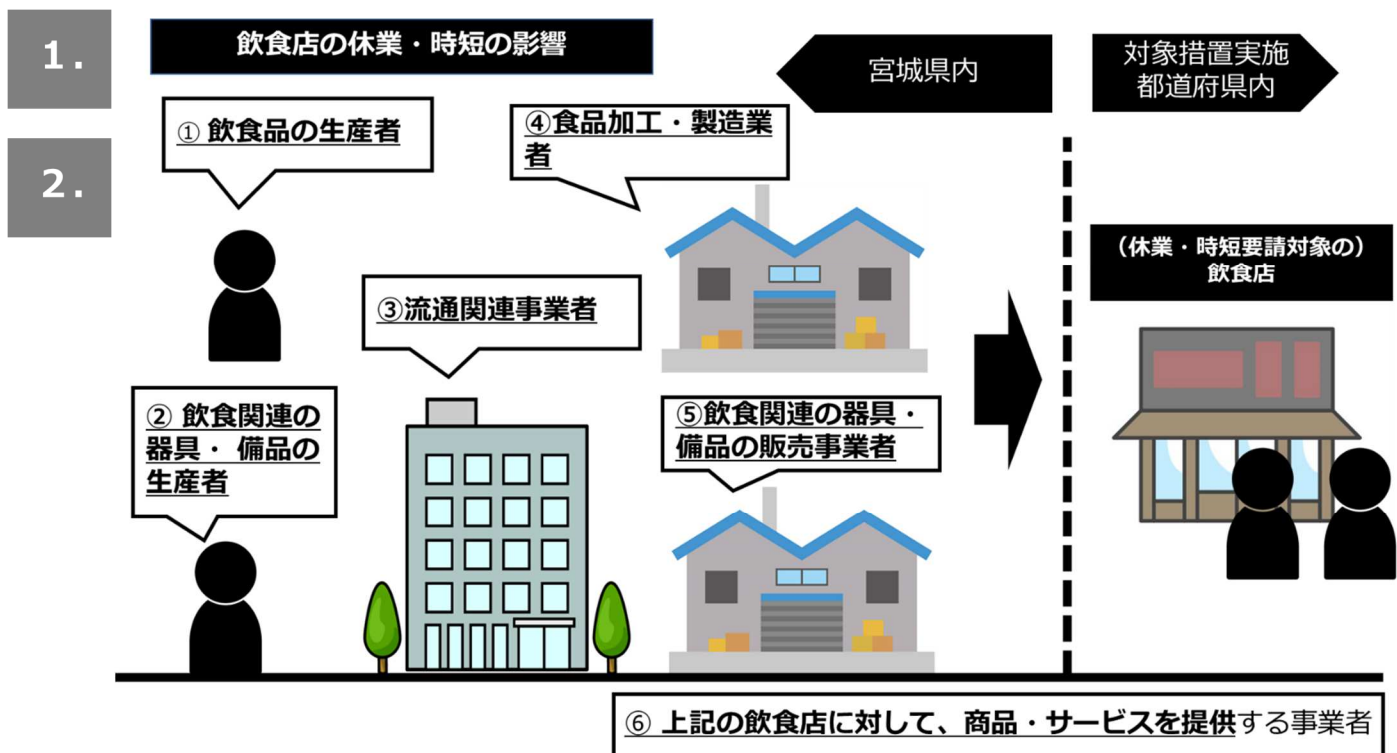
※対象措置影響を受けて売上げが減少したことが客観的に分からない事業内容の場合（例：広告や印刷、建築、情報関連等のBtoB事業や卸売り・訪問販売等で対象措置該当エリアとの取引実績が明確でない場合など）は、それらが分かる書類を合わせて提出してください。尚、本支援金ホームページにある「取引状況確認シート」を利用することも可能です。

提出された書類等をもとに審査を行い、対象措置影響を受けて売上げ減少が発生したことが確認できた場合は支給対象となります。影響を受けたことが客観的に確認できない場合は、取引等の記録や顧客台帳など書類の追加提出を求める場合があります。

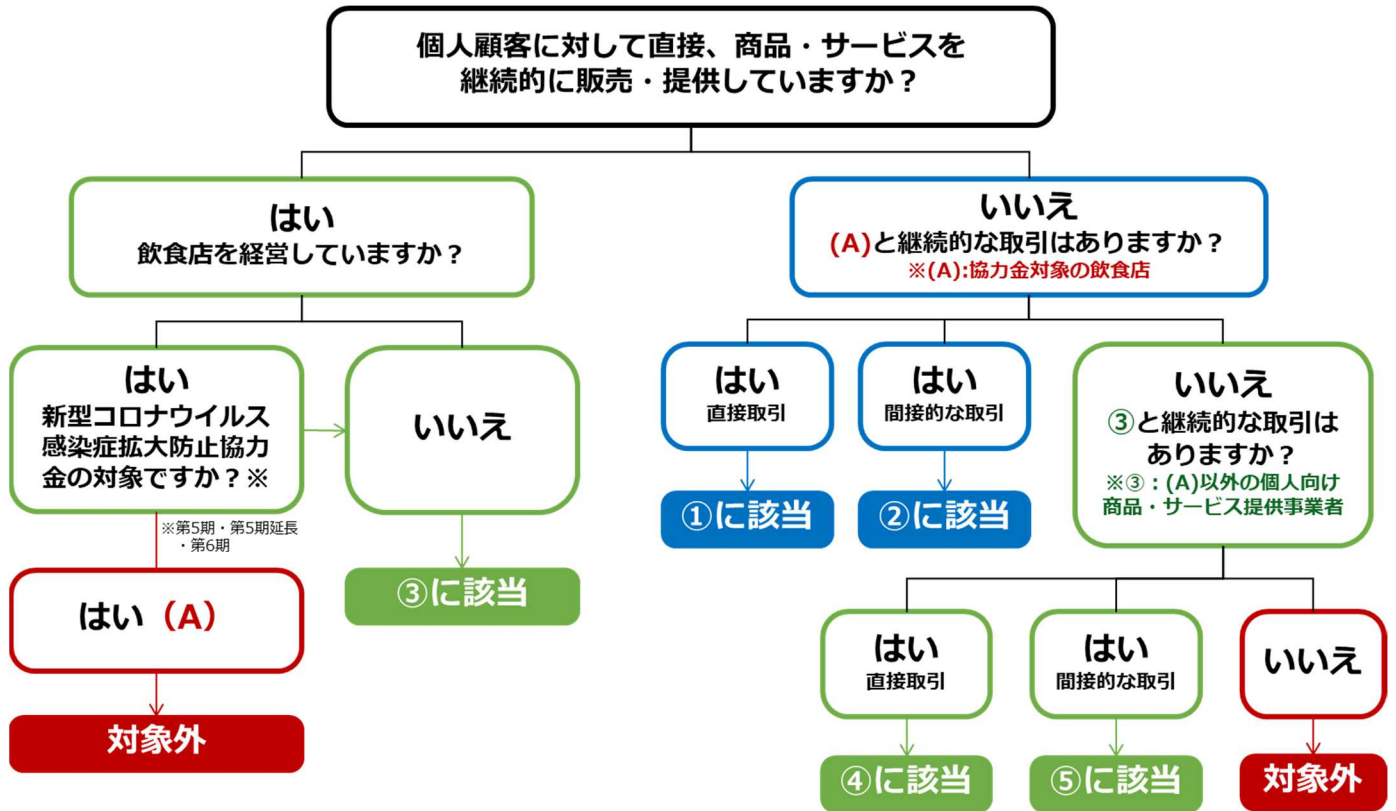
- ※1 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（法第32条第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域をいう。以下「緊急事態措置区域」という。）又は新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域（法第31条の4第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域をいう。以下「重点措置区域」という。）のうち法第31条の6第1項に基づいて都道府県知事が定める区域に所在し、法第45条第2項又は第31条の6第1項に基づいた休業又は営業時間短縮の要請を受けており、かつ、地方公共団体による休業又は営業時間短縮の要請に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店。
- ※2 対象措置を実施する都道府県における、地方公共団体からの人流抑制を目的とする施設の使用制限・停止や催物の開催制限・停止、交通事業者の終電繰上・減便の要請により、同地域の住民による同施設・同催物への来訪や移動が減少する場合を含む。
- ※3 対象措置に伴う人流抑制を目的とする休業又は時短営業の要請を受けて応じた事業者に対して、商品・サービスを直接の取引又は販売・提供先を経由して販売・提供してきたが、対象措置により同事業者が休業・営業時間短縮したことにより、同取引に基づく事業収入が減少した場合も含む。

令和3年10月1日時点版

### <対象措置影響を受けた事業者のイメージ>



< (参考) 関連事業者に係る影響確認フロー図 >



< (参考) 各項目に該当する対象となり得る事業者の一例 >

